

# 「令和4年台風第15号」による災害に係る

## 被災者学費減免特別措置 募集要項

標記に付き、以下の要領で申請を受け付けます。

**申請受付期間：2023年4月14日（金）～4月28日（金）**

※ 申請を希望される方で上記期間内での申請が困難な場合は、受付期間内に所属校舎の学生課までご相談ください。

### ■対象者

「令和4年台風第15号」による災害救助法適用地域またはその周辺地域で、父母または父母に代わって家計を支えている方が被災した学部学生。

### ■措置の内容

別表に示す基準により、被災状況に応じて2023年度春学期の学納金等の一部または全額を減免します。

### ■提出書類（原則、郵送での申請となります。）

#### (1)申請書（所定用紙）

大学 Web サイトの奨学金ページからダウンロードし、A4版1枚に両面印刷してください。

#### (2)被災状況を証明する書類

コピー可。被災内容によって証明に要する書類が異なりますので、詳細は別表を確認してください。

#### (3)奨学生情報記入シート（所定用紙）

学生部 Web サイトの奨学金ページからダウンロードし、印刷してください。

### ■提出先

1～2年生および国際学部生：横浜学生課	3～4年生（国際学部生以外）：白金学生課
〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部 横浜学生課 奨学金担当	〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部 学生課 奨学金担当

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○封筒の表面に朱書きで「被災者学費減免特別措置」とお書きください。

### ■採用者決定

提出書類および学生ご本人に電話により被災状況を確認し、審査のうえ決定します。

### ■結果発表

申請者には、審査の結果を文書で通知します。

### ■問い合わせ先

ご質問等についてはメールにて受付いたしますので、下記へご連絡をお願いします。

【1-2年生、国際学部生】横浜学生課 [gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp](mailto:gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp)

【3-4年生(国際学部生以外)】白金学生課 [gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp](mailto:gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp)

## ■減免基準

下表の基準により、被災状況に応じて2023年度春学期の学納金等の一部または全額を減免します。

減免区分（※1）	対象とする被災状況	減免額（※4）
人的被害に係る減免（※2）	① 死亡または安否不明	学納金等の全額（入学金を含む）
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	授業料と施設費についてそれぞれ半額
家計急変に係る減免（※2）	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	授業料の全額
家屋被害に係る減免（※3）	④ 全壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑤ 大規模半壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑥ 中規模半壊・半壊	授業料の全額
	⑦ 準半壊（※4）	授業料と施設費についてそれぞれ半額

※1 複数の減免区分に該当する場合は、減免額が最も大きくなる区分を適用します。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方を対象とします。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方の居宅を対象とします。持家・借家の別は問いませんが居宅として使用しない店舗や事務所、倉庫等は対象外です。居宅兼用の店舗や事務所等については実情に応じて判断します。

※4 被害区分が「一部損壊」の場合は、支援対象外となります。

※5 2023年度春学期の学納金等は既に納入済みにつき、減免適用が決定した場合は減免相当額を返戻します。

## ■被災状況を証明する書類

被災（罹災）状況に応じ、下表に示した書類を提出してください。〔複数に該当する場合は、減免額が最も大きくなる被災（罹災）についてのみの提出でかまいません。〕

被災（罹災）状況		証明書類〔コピー可〕（※1）
人的被害	① 死亡または安否不明	死亡または安否不明となったことを証明する公的な証明書類（死亡診断書など）（※2）
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	入院または加療を要することとなったことを証明する書類（医療機関が作成した診断書など）（※2）
家計急変	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	失業または事業破綻したことを証明する書類（雇用保険受給資格者証、退職証明書、離職票、廃業証明書など）（※2）、被災前と被災後の収入（所得）に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書など）
家屋被害	④ 全壊	以下2つを提出 ・市区町村が発行した罹災証明書（※3、※4） ・自宅の被害状況が分かる写真
	⑤ 大規模半壊	
	⑥ 中規模半壊・半壊	
	⑦ 準半壊	

※1 必要な証明書類を申請期限までに揃えられない場合は、早めに学生課にご相談ください。

※2 その書類の記載内容により被災との因果関係が証明できるものをご提出ください。公的な証明書類の記載のみでは被災との因果関係が証明できない場合は、因果関係の詳細が分かる事情書（様式任意、要・署名捺印）を被災された方本人（死亡・安否不明の場合や本人による作成が困難な場合はそれに代わる方）が作成し、公的な証明書類と共に提出してください。

※3 罹災証明書に記載されている被害認定について再審査を請求中（または請求予定）の方は、その旨を申請書表面の「被災状況について」欄に記載してください。なお、「被災証明書」を代用することは出来ません。

※4 罹災証明書が発行されない場合は学生課にご相談ください。

以上